

保護者 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

伊勢崎市立殖蓮小学校

校長 南田 勝

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>

「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、登校再開日に学校へ提出をお願いします。

（なお、医師の診断により 5 日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）

..... キ リ ト リ

保護者が記入

殖蓮小学校長 様

インフルエンザにおける療養報告書

年 組 氏名 _____

1 診断を受けた医療機関： _____

2 診断日：令和 年 月 日（診断型： A 型 B 型 不明） ※いずれかに○をつけてください。

3 登校再開日：令和 年 月 日

（登校再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準		(登校再開日算出)
1	発 症 日： 月 日 ⇒発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。	(+6 日 = 月 日)
2	解 熱 した 日： 月 日 ⇒解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 2 日を経過している。	(+3 日 = 月 日)

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

令和 3年 11月 1日

保護者 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

伊勢崎市立殖蓮小学校
校長 南田 勝

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、登校再開日に学校へ提出をお願いします。

（なお、医師の診断により 5 日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）

..... キ リ ト リ

保護者が記入

学校長 様

インフルエンザにおける療養報告書

6年 4組 氏名 殖蓮 はなこ

- 1 診断を受けた医療機関：〇〇小児科医院
- 2 診断日：令和 3 年 11 月 5 日（診断型：A 型 B 型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登校再開日：令和 3 年 11 月 11 日 ←

（登校再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発症日： <u>11 月 5 日</u> (+6日 = <u>11月 11日</u>) ⇒ 発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。
2	解熱した日： <u>11 月 7 日</u> (+3日 = <u>11月 10日</u>) ⇒ 解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過している。

上記のとおり相違ありません。

令和 3 年 11 月 11 日 保護者氏名 伊勢崎 花男 印